

審理(2)

(百選「Ⅱ-199」～「Ⅱ-204」)

問題 001

特許無効の抗告審判の審決に対する取消の訴においてその判断の違法が争われる場合には、専ら当該審判手続において現実に争われ、かつ、審理判断された特定の無効原因に関するもののみが審理の対象とされるべきものであり、それ以外の無効原因については、右訴訟においてこれを審決の違法事由として主張し、裁判所の判断を求めることを許さないとするのが法の趣旨であると解すべきである。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-199)

問題 002

特許無効の抗告審判の審決に対する取消訴訟においては、抗告審判の手続において審理判断されなかった公知事実との対比における無効原因は、審決を違法とし、又はこれを適法とする理由として主張することができない。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-199)

問題 003

労働組合法5条は、労働委員会に、申立組合が同法2条および5条2項の要件を具備するかどうかを審査し、この要件を具備しないと認める場合にはその申立を拒否すべき義務を課していることは明らかである。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－200)

問題 004

使用者は、労働委員会が行った労働組合の資格審査の方法ないし手続に瑕疵があることもしくは審査の結果に誤りがあることを理由として、不当労働行為の成立を否定する事由として主張することにより救済命令の取消を求めることができる。

004 解答：誤り

資格審査の方法ないし手続に瑕疵があることもしくは審査の結果に誤りがあることのみを理由として救済命令の取消を求めることはできないとした。(Ⅱ－200)

問題 005

裁判所が、原告等の証言を採用しながら村農地委員会の会長等の証言を採用しないのみならず、訴願裁決書を排斥したのは、いずれも経験則違反であり、違法である。

005 解答：誤り

訴願裁決書を排斥したのは「他に認定を左右するに足る証拠はない」としたものであり、違法ではないとした。
(Ⅱ－201)

問題 006

行政事件訴訟特例法(当時)9条は、証拠につき充分の心証を得られない場合、職権で、証拠を調べることのできる旨を規定したものであって、証拠につき充分の心証を得られる以上、職権によって更に証拠を調べる必要はない。

006 解答：妥当である。(Ⅱ－201)

問題 007

行政委員会の行った事実認定が実質的証拠によって支持されているときに、同事実認定は、終局的・確定的なものとなり、取消訴訟における裁判所を拘束するものであり、裁判所は実質的証拠の有無については判断することはできない。

007 解答：誤り

裁判所は実質的証拠の有無を判断し、実質的証拠がないときには取り消すことができるとした。(Ⅱ－202)

問題 008

行政処分の無効確認を求める訴訟においては、行政庁が行政処分をするにあたってした裁量権の行使がその範囲をこえまたは濫用にわたり、したがって、右行政処分が違法であり、かつ、その違法が重大かつ明白であることは客観的事実から認定できるものであり、その無効原因が無いことを行政庁側が主張・立証しない場合は、当該無効原因が存在することが認定される。

008 解答：誤り

無効原因は、その無効確認を求める者において主張・立証しなければならないとした。(Ⅱ－203)

問題 009

行政処分の取消又は変更を求める訴において、行政処分の行われた後法律が改正された場合、裁判所は、特段の事情のない限り改正後の法律によって行政処分の当否を判断するのを相当とする。

009 解答：誤り

行政処分が改正前の法律に基づきされたことを理由に、裁判所は改正後の法律によって行政処分の当否を判断することはできないとした。(Ⅱ－204)

問題 010

自作農創設特別措置法附則 2 条は、改正前の付則 2 条による買収計画に関する手続きは、新规定によりされた手続きとみなす旨の規定であるが、右は改正前の法律による手続きが改正法による手続きとしての効力を有する趣旨の規定に過ぎず、改正前の法律にてらして違法があった計画が法律の改正によって適法になる理由はない。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－204)